

沖縄県観光事業者事業継続・経営改善サポート事業補助金交付要綱

(通則)

第1条 沖縄県観光事業者事業継続・経営改善サポート事業補助金(以下「補助金」という。)の交付に関しては、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金交付要綱(令和2年6月22日総行政第148号)及び沖縄県補助金等の交付に関する規則(昭和47年沖縄県規則第102号。以下「規則」という。)に定めるもののほか、この要綱の定めるところによる。

(目的)

第2条 この補助金は、長引く新型コロナウイルス感染症の影響、さらには原油価格・物価高騰の影響を大きく受けている沖縄県内の観光事業者に対し、事業継続・経営改善に要する経費を補助することによる、本県のリーディング産業である観光産業の回復支援を目的とする。

(補助金交付の対象)

第3条 補助金の交付の対象となる事業者(以下「補助事業者」という。)は、沖縄県内に本社又は営業所を有して別表に掲げる沖縄県内における観光の事業を行う者であって、その他の要件等は別に定める公募要領等に基づくものとする。

2 補助金の交付の対象となる事業(以下「補助事業」という。)は、別表に掲げる事業とし、その採択等に係る要件は公募要領等に定めるものとする。

(補助対象経費)

第4条 補助金の交付の対象となる経費(以下「補助対象経費」という。)、補助基準額は、別表のとおりとする。

2 知事は、予算の範囲内において補助金を交付することができる。

(補助金の算定方法)

第5条 補助金の交付額は、別表に定める補助対象経費の実支出額と同表に定める基準額を比較して、いずれか少ない方の額とする。ただし、算定した額に千円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てるものとする。

(補助金の交付申請)

第6条 補助金の交付を受けようとする補助事業者は、沖縄県観光事業者事業継続・経営改善サポート事業補助金交付申請書(様式第1号)を知事が別に定める日までに提出しなければならない。

2 前項の補助金交付申請書には、次の各号に掲げる書類を添付しなければならない。

- (1) 経営改善計画書
- (2) 経費所要額明細書
- (3) 宣誓・同意書
- (4) その他知事が必要と認める書類

(交付決定)

- 第7条** 知事は、前条第1項の申請を受けたときは、その内容を審査し、適当であると認めるときは、補助金の交付決定を行い、通知するものとする。
- 2 知事は、前項の通知に際して必要な条件を付することができる。

(交付申請の取り下げ)

- 第8条** 補助事業者は、前条の規定による交付決定通知を受けた後、この補助金の申請を取り下げようとするときには、交付決定の通知を受けた日から起算して20日以内に、その旨を記載した書面（任意様式）を知事に提出しなければならない。

(事業内容変更の申請)

- 第9条** 補助事業者は、第7条の交付決定を受けた補助事業の内容を変更する場合は、あらかじめ沖縄県観光事業者事業継続・経営改善サポート事業補助金変更承認申請書（様式第2号）を知事に提出し、その承認を受けなければならない。ただし、次に掲げる軽微な変更についてはこの限りではない。
- (1) 補助目的に変更をもたらすものではなく、かつ、事業能率を低下させない事業計画の細部の変更である場合。
- (2) 別表に定める補助対象経費の区分間におけるいずれか低い額の20%以内の額の配分を変更する場合
- 2 知事は、前項の申請があった場合は、第7条の規定を準用し、変更交付決定を行うものとする。

(補助事業の中止又は廃止)

- 第10条** 補助事業者は、補助事業を中止又は廃止しようとする場合は、沖縄県観光事業者事業継続・経営改善サポート事業補助金事業中止（廃止）承認申請書（様式第3号）を知事に提出し、その承認を受けなければならない。
- 2 補助事業者は、補助事業が予定の期間内に完了しない場合、又は当該事業の遂行が困難となった場合には、速やかに知事に報告してその指示を受けなければならない。

(実施状況報告)

- 第11条** 補助事業者は、規則第10条に基づき、補助事業の遂行状況に関して知事が報告を求めたときは、書面（任意様式）により知事に報告しなければならない。

(立入検査)

- 第12条** 知事は、必要があると認めるときは、当該補助事業を行う者若しくはこの者であった者に対して報告をさせ、又は当該職員にその事務所、事業所等に立ち入り、帳簿書類その他の書類を検査させ、若しくは関係者に質問させることができる。

(実績報告)

第13条 補助事業者は、補助事業が完了したとき又は補助事業の中止若しくは廃止の承認を受けた日から起算して30日を経過した日までに、沖縄県観光事業者事業継続・経営改善サポート事業補助金実績報告書（様式第4号）を知事に提出しなければならない。

2 前項の実績報告書には、次の各号に掲げる書類を添付しなければならない。

- (1) 実績報告総括表
- (2) 実績報告内訳書
- (3) その他知事が必要と認める書類

（補助金の額の確定）

第14条 知事は、前条第1項の規定による実績報告を受けたときは、当該報告に係る補助事業の実施結果が交付決定の内容（第9条に基づく承認をした場合は、その承認した内容）及びこれに付した条件に適合するものであるかどうかを審査し、適合すると認めたときは、交付すべき補助金の額を確定し、補助事業者に通知するものとする。

2 知事は、補助事業者に交付すべき補助金の額を確定した場合において、既にその額を超える補助金が交付されているときは、その超える部分の額の返還を命ずるものとする。

3 前項の返還期限は、当該返還命令のなされた日から起算して20日以内とし、期限内に納付されない場合には、未納に係る金額に対して、その未納に係る期間に応じて年利10.95パーセントの割合で計算した延滞金を徴するものとする。

（交付決定の取消し等）

第15条 知事は、第10条の補助事業の中止若しくは廃止の申請があった場合又は、次に掲げる各号のいずれかに該当する場合には、補助金の交付決定の全部又は一部を取り消すことができるものとする。

- (1) 補助事業者が、法令、規則及び本要綱、又はこれらに基づく知事の処分若しくは指示に違反した場合
- (2) 補助事業者が、補助金を補助事業以外の用途に使用した場合
- (3) 補助事業者が、補助事業に関して不正、怠慢その他不適切な行為をした場合
- (4) 交付決定後に生じた事情の変更等により、補助事業の全部又は一部を継続することができなくなった場合
- (5) 法人等（個人、法人又は団体をいう。）の役員等（個人である場合はその者、法人である場合は役員又は支店若しくは営業所（常時契約を締結する事務所をいう。）の代表者、団体である場合は代表者、理事等、その他経営に実質的に関与している者をいう。以下同じ。）が、暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員（同法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）である場合
- (6) 役員等が、自己、自社、若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしている場合
- (7) 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与す

るなど、直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与している場合

- (8)役員等が、暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれを不当に利用するなどしている場合
 - (9)役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している場合
- 2 知事は、前項の取消しをした場合において、既に当該取消しに係る部分に対する補助金が交付されているときは、期限を付して当該補助金の全部又は一部の返還を命ずるものとする。
 - 3 知事は、前項の返還を命ずる場合には、当該取消しに係る部分に対して既に交付されていた補助金に対して、その命令に係る補助金の受領の日から当該返還命令がなされた日までの期間に応じて年利10.95パーセントの割合で計算した加算金の納付を併せて命ずるものとする。
 - 4 第2項に基づく補助金の返還及び前項の加算金の納付については、前条第3項の規定を準用する。
 - 5 知事は、前2項の場合において、やむを得ない事情があると認めるときは、延滞金又は加算金の全部又は一部を免除することができる。
 - 6 第1項から前項までの規定は、補助事業について交付すべき補助金の額を確定した後においても適用があるものとする。

(補助金の支払い)

- 第16条** 知事は、補助事業者から適正な請求書を受領した日から30日以内に補助金を支払うものとする。
- 2 知事は、必要と認める場合は、補助金の交付決定の後に、補助事業の進捗を勘案の上、補助金を概算払いできるものとする。
 - 3 補助事業者は、前2項の規定により補助金の支払いを受けようとするときは、沖縄県観光事業者事業継続・経営改善サポート事業補助金請求書（様式第5号）を知事に提出しなければならない。

(補助金の経理)

- 第17条** 補助事業者は、補助事業に係る収入及び支出を明らかにした帳簿を備え、他の経理と明確に区別して当該収入及び支出について証拠書類を整理し、当該帳簿及び証拠書類を補助金の額の確定の日（事業の中止又は廃止の承認を受けた場合には、その承認を受けた日）の属する年度の終了後5年間保管しておかなければならない。

(その他)

- 第18条** この要綱に定めるもののほか、補助事業の実施に関し必要な事項は知事が別に定める。

附 則

- 1 この要綱は、令和4年8月24日から施行する。

- 2 この要綱は、令和5年3月9日から施行し、令和5年3月1日から適用する。
- 3 この要綱は、令和6年3月31日限り、その効力を失う。ただし、この要綱に基づき同日までに交付を決定した補助金については、同日後もなおその効力を有する。

別表

補助事業者	補助事業	補助対象経費	補助基準額
<p>沖縄県内に本社又は営業所を有し、沖縄県内における観光の事業（宿泊施設、観光施設、マリンレジャー、エコツーリズム、リゾートウェディング、通訳案内士、旅行代理店、飲食卸売、小売、その他専ら観光客に対して提供するサービス、商品等について継続的な取引関係を有する事業として知事が認めるものをいう）を行う個人又は法人の事業者。</p> <p>ただし、右欄②③の事業については、令和4年8月末までに決算期を迎えた直近の会計年度を含む連続する3の会計年度において、少なくとも1期の営業上の赤字がある者を対象とする。</p>	<p>各事業者が策定した経営改善計画に基づく下記の各事業に係る取組を補助対象とする。</p> <p>①施設情報のオープンデータ化</p> <p>②主に業績回復、経営改善に必要な人材の確保</p> <p>③主に閑散期への対策として必要な広報・プロモーション等の実施</p>	<p>下記の経費を補助対象経費とする。</p> <p>経費区分Ⅰ 人件費</p> <p>補助事業に直接従事する者の人件費（新規雇用の正職員に係る給料、法定福利費及び通勤手当、既存職員の配置転換に係る賃金増加額）</p> <p>経費区分Ⅱ 事業費</p> <p>1、謝金 事業を行うために必要な謝金（講演、原稿の執筆、ガイド等に対する謝金等）</p> <p>2、講師等旅費 事業を行うために必要な講師等の招聘に要する旅費</p> <p>3、印刷製本費 事業を実施するために必要な印刷製本等に要する経費</p> <p>4、役務費 事業を行うために必要なサービス等の提供（デザイン料、広告料、筆耕・翻訳料、等）に要する経費</p> <p>5、材料及び賃借料 事業を行うために必要な機器や会場等の使用・賃借（リース、レンタル）に要する経費</p> <p>6、委託料 補助事業者による直接実施が難しいもので、他の事業者に委託する場合に必要な経費</p>	<p>①～③の各従業員数区分ごとに、計画する事業の業務量に応じ下記のいずれかの金額とする。</p> <p>①従業員50人未満 500,000円 1,000,000円 2,000,000円</p> <p>②従業員50人以上 100人未満 500,000円 1,000,000円 2,000,000円 4,000,000円</p> <p>③従業員100人以上 500,000円 1,000,000円 2,000,000円 4,000,000円 6,000,000円</p> <p>注1) 従業員は、雇用形態や、有期無期の別を問わない。</p> <p>注2) 補助対象事業欄①施設情報のオープンデータ化は左欄Ⅱ-6の委託料のみを補助対象経費とし、同事業のみ実施の場合の補助金額は従業員規模にかかわらず200,000円とする。</p>

備考 消費税相当分は補助対象外とする。